

茂原市まちづくり条例策定協議会 第 11 回会議 概要

開催日時	平成 26 年 11 月 20 日（木） 13 時～
開催場所	茂原市役所 5 階 502 会議室
出席者	協議会委員 18 名（うち 4 名所用のため欠席） 事務局（鶴岡企画政策課長、平井企画政策課長補佐、風戸企画政策課主査、 苅込企画政策課主事）
会議次第	1.開会 2.議題 (1) 提言書項目の検討について ・ 第 5 章 協働 ・ 第 7 章 行政運営の基本原則 (2) その他 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1) 提言書項目の検討について
事務局(企画 政策課長) 関谷会長	<ul style="list-style-type: none">・ 13 時現在の出席者は 14 名。定足数に達したため、会議は成立した。・ ここからの進行は関谷会長にお願いする。・ 今日で第 11 回目の協議会となる。当初の予定よりは進みが遅いが、積み上げながら議論を進めているので、さらなるご意見をお願いしたい。・ 本日も、16 時までを予定として、議論をお願いしたい。・ 前回、第 5 章の「協働」についてご議論をいただき、改めて暫定稿を作成したので、その確認と、「行政運営の基本原則」についての議論を続けてまいりたい。
事務局(企画 政策課主査)	<ul style="list-style-type: none">・ 事前に配布されている資料について、事務局より説明をお願いしたい。・ 本日の資料は、事前にお送りした「暫定稿その 6」、「総合計画・財政運営について」、「協議会中間まとめ」、「提言書と他市条例の比較（前文・総則）」である。これに加えて、本日お手元に「第 10 回協議会 傍聴者からの感想」と「協議会中間報告案」をお配りした。・ 初めに、暫定稿その 6 について。前回の議論に基づき、第 18 条の協働について、第 1 項に「十分な協議を経る」という要素を入れ込んで暫定稿を作成した。本日の冒頭は、そのご確認をお願いしたい。・ また、行政運営の基本原則のうち、市長、執行機関、職員の役割と責務について、前回の議論を元に、たたき台を作成した。・ 第 25 条の市長の役割と責務については、前回の協議会で、市長は「市の代表者」であり、「市民からの負託に応える」という要素を加えてはどうかというご意見があったため、それらを反映させた。

- また、提言書の第 25 条第 2 項については、提言書では議会に対する情報提供となっていたが、もっと一般的に情報共有のことをうたうべきであるというご意見があり、それを踏まえ、たたき台をお示しした。
- 「執行機関の役割と責務」については、もともと提言書では「市長以外の執行機関の役割と責務」とうたわれていたが、第 30 条の「行政組織の整備」と融合させた形でたたき台を作成した。第 26 条第 1 項については、「市」を主語としているが、この「市」には、市長とその他の執行機関を含めている。
- 第 26 条第 2 項については、市長以外の執行機関が前項の規定を準用すること、市長や他の執行機関と意思疎通を図りながら連携していくことを付け加えている。
- 第 28 条の「職員の役割と責務」については、提言書の第 1 項と第 2 項を融合させた形で新しい第 1 項を置き、第 2 項については、提言書の第 25 条第 3 項にあった研修、職員の育成をうたっている。前回の議論の中で、人材育成を行うのは任命権者である「市長」及び教育委員会や農業委員会などの「その他の執行機関」であるというご意見があったため、「市長及びその他の執行機関」を意味する「市」を主語としている。
- 第 26 条第 3 項については、提言書にあった「能力の向上」を、「職務遂行能力の向上」とすべきというご意見があり、それを反映している。
- 続いて、「総合計画・財政運営」について。本日、暫定稿の確認が終わった後は、総合計画や財政運営の項目に議論が進むものと考え、事務局で説明資料を作成した。
- まず、「総合計画」について。現在の総合計画は、2001 年から 2020 年までの 20 年間の計画になっている。総合計画は、長期的・大局的見地から、将来都市像、施策の大綱、実現に向けた具体的な施策・事業を明らかにしたものであり、各種計画がある中で、最上位に位置する総合的な計画である。
- 総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画という三層構造になっている。基本構想でうたわれている施策の柱は、「教育文化」「健康福祉」「生活環境」「都市基盤」「産業振興」「市民自治」の 6 本であり、これらに沿って施策を体系づけて整理したものになっている。
- いわゆる地方分権改革で、地方自治法第 2 条第 4 項にあった「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」という条文が削除された。
- 基本構想は、平成 32 年度を目標年次とする 20 年間のもので、最も基本的な方向を明確にするものである。
- 基本計画は、前期基本計画と後期基本計画があり、基本構想の前半 10 年間と後半 10 年間に分かれるものである。

- 基本計画の下位に、実施計画を置いている。基本計画を具体化するために、3か年の間にどのようなことを実施していくのかを示したものである。今年度は、第5次3か年実施計画の初年度となっている。
- 総合計画における基本理念は、「まもり・そだて・つたえよう一人・自然・文化のかがやき」となっている。この中には、「まもる」「そだてる」「つたえる」「人」「自然」「文化」というフレーズが出てくる。
- まずは「人づくり」がまちづくりの上で重要であり、自然・文化という本市に受け継がれているものを大切にしながら、「かがやき」を増大させていくということが、まちづくりの基本理念となっている。
- 本市の将来都市像は、「ゆたかなくらしをはぐくむ自立拠点都市もばら」となっている。本市は、地域の中核都市として、農業・工業・商業のバランスのとれた産業構造、豊かな自然環境を持っており、そのような個性をより伸ばしていくとともに、市民一人ひとりが、市民相互間のもとより、市民と行政、さらには企業等との役割分担の中で、自分たちの住む茂原の人・自然・文化について、自ら考え、自ら参加し、共につくり上げていくというパートナーシップの精神を基本とした「共生」と「共創」のまちづくりを進めていくとうたわれている。
- この総合計画は、今から14年ほど前に策定された計画であるが、その当時から、すでに市民参加や「ともに考え、ともに創り上げていく」ということがうたわれていた。
- 財政運営については、地方自治法で「首長は予算を調製し、議会の議決を経る」「執行については、手続きを定めて、それに従って行う」などがうたわれている。
- また、地方財政法では、「財政の健全な運営に努める」「翌年度以降の財政の状況も考慮し、健全な財政運営を行う」などもうたわれている。
- これらを整理した表を作成したが、まずは「議会による民主的統制」ということで、財政民主主義の観点から、議会による統制として、予算は必ず議決を受けること、執行に際しての款項目間の流用禁止、会計年度独立の原則や総計予算主義の原則がある。
- 次に、「適法性、正確性の確保」として、議会による決算等のチェック、監査委員による財務処理のチェック、住民監査請求や住民訴訟などの住民によるチェック機能が確保されている。
- 次に「現金主義と単式簿記」であるが、議会による事前統制、予算の執行管理として、現金収入である歳入を、予算に基づいて配分すること、単式簿記を採用して、現金ベースで予算管理をしていることなどが挙げられる。
- 次に、「情報開示と説明責任の履行」として、予算・決算書類や財政状況の公表等により、情報開示と説明責任を確保している。
- 最後に、「命令機関と執行機関の分離」として、会計事務の適正な執行

を確保するため、支出に関して長の命令行為と会計管理者の確認行為を分離し、いわゆる「内部けん制」の仕組みをとっている。

- 歳出の流れを図で例示したが、まずは「予算執行伺」として、予算を執行しようとする場合には、事業内容や予定金額等について、意思決定を行う。
- 次に、「契約の締結」として、基本的には入札を行う。ただし、随意契約で行うことができる場合も、地方自治法施行令にうたわれている。
- 相手方の履行を確認したときに、「検査調書」や「出来高調書」などによって検査し、最終的に予算執行者が会計管理者に支出命令を発することにより、相手方に支払うことになる。
- これは一つの例であるが、このような流れで歳出が行われている。
- 次に、「協議会の中間まとめ」として、資料をお配りした。第2章の「情報の共有」から、本日も議論いただく第5章の「協働」まで、一部議論が保留されているところもあるが、「暫定稿」としてまとまってきたものがあるので、中間まとめをお示しした。
- 左の列には市民の会からの提言書、真ん中の列には協議会における暫定稿をお示しした。右の列には、例えば「市政」と「まちづくり」の使い方が保留になっている部分や、「市民」という主語の使い方など、整理できていないところもあるので、「論点」として掲げている。
- これは中間のまとめであり、全体の検討が終了し、前文・総則に戻ったときに、もう一度冒頭から確認していく必要があると考え、先んじてこのような資料を作成した。ご確認をいただければと思う。
- これに関連して、本日お手元に中間報告の案をお配りした。これまで、協議会の議論の経過については、会議資料や会議録をホームページに掲載しているが、自治会の回覧等で資料をお配りし、市民の皆様にも、議論の経過をお示しできないかと考え、ご提案したもの。A3判1枚で、自治会回覧でご覧いただき、現在の検討状況をお知らせすることができればと考えている。本日は、これについての議論の時間がないと思うので、ご確認いただき、次回の協議会で、修正点等のご意見があれば、お寄せいただきたい。
- 次に、「提言書と他市条例の比較（前文・総則）」について。本日、行政の項目をご議論いただくと、残すところは前文・総則と議会の章になる。前文・総則はボリュームがかなりあるので、先んじて資料を作成した。あらかじめご確認をいただき、今後、前文・総則の議論に差し掛かった際には、ご参考にしていただければと考えている。
- まず、暫定稿その6についてご議論いただきたい。前回、第5章の「協働」及び第7章の「行政運営の基本原則」について、議論いただいたものをもとに、暫定稿を作成した。ご意見、ご質問など、暫定稿その6について確認しておきたいことがあれば、ご発言をお願いしたい。

関谷会長

丸嶋委員

- 第 18 条第 1 項の条文は、前提として、市民から協働によるまちづくりの提案があったら、協議して協力するというように受け取れる。では、市民の方からそのような提案が出てこなかったら、この文章はどのような意味を持つものになるのか。
- 市民から提案が出てこないのだから、連携も協働も何もないという考え方もできる。そうすると、まちづくりは進まないことになる。私の解釈が間違っているか、他の条文に書いてあればそれでいいが、積極的な市民ばかりではない。
- 茂原市全体を見ると、同じような規模の都市に比べても、ボランティアの数が多いわけでもない。現実的に、市民からの協働のまちづくりの積極的な提案が、多くは期待できないのではないか。
- まちづくり条例が役割を果たすのであれば、この条例や市の仕組みによって、市民に仕掛けていくという条文であってもいいのではないかと思う。

関谷会長

- 議論の中では、要所要所が出ていたと思うが、協働というのは、市民の側から提案される場合と、行政側から提案される場合も、前提になっている。実際にどちらが多いかは、自治体や地域の状況によって異なってくる。
- 丸嶋委員からは、行政側から積極的な働きかけがないと、なかなか動き出さない部分もあるのではないかというご提案だった。そのことも含めて、この第 18 条を読み込むということでのいいのか、双方の提案ということを入れた方がいいのか。
- 市民の側からの提案については、これまで確認してきた中で、市民参加や提案といったところに、ある程度盛り込まれている。今（丸嶋委員から）ご指摘いただいたのは、行政側、場合によっては議会も含まれるが、そちら側からの積極的な働きかけや提案が必要なのではないかという論点であった。
- 一案としては、このままの文章でもいいとするもの。行政がある程度動き出さないと、協働は動き出さないの、そのあたりを加味した文言を入れるというのが、第二案。行政については、これから議論を進めていく行政運営のあり方の中で、そのあたりを入れ込むことも可能なので、行政の章でカバーしていくということもあり得る。

丸嶋委員

- 行政の役割の中に入れるのも一つの方法かもしれないが、市民の立場に立つと、「協働によるまちづくり」という一つのページの中で、市民も行政も議会も、すべて役割が見える形が良いのではないかと思う。
- 別の章に書いてあるということ、知っている人はそれでいいが、そうではない人にとっては、この条例がわかりにくいものになってしまう恐れがある。体系的には良いかもしれないが、主役の市民に最もわかりやすい形の条例にしていきたい。

- 三浦委員
- 丸嶋委員がおっしゃったことは、条文の中にも、解説の中にもうたわれており、三者でそれぞれ役割を確認しながら、協働でやっていくということが読み取れるのではないかと考えている。
- 丸嶋委員
- 一般市民が一目で分からないと、何のための条例なのかということになる。行政の皆さんが読んで分かるのは当然であり、一般市民の皆さんは、活動して、それからまちづくり条例の効き目が出てくる。この条例があり、最初から市民が動くのではなく、現実には、市民が動く場面で、もう少し仕掛ける、鼓舞するという条例であってほしい。
 - (条文を) 読めば分かるというのは、専門家の皆さんの意見である。市民に分かりやすい形で示してほしい。他市の条例を見ると、協働によるまちづくりだけで10条～15条ほど長い条文がある。茂原市の場合は、第18条第2項にあるように、別につくるという形になっているが、この条例の発効と同時に、第2項に基づく各種事業の整備が進められていけば良いのだが、後回しになってしまうと、それが5年後にできるのか10年後にできるのか分からない。できることなら、第5章については、市民も、市も、議会も、それぞれ取り組み、できないところについては仕掛けていくというものであってほしいと思う。
- 関谷会長
- より積極的に、協働の担い手が他に働きかけていくという部分が盛り込まれないと、これまでとあまり変わらないのではないかとのご意見であった。このあたりは、表現としてなかなか難しい部分があるが、他の委員の皆さんはいかがか。
- 鈴木(弘)委員
- 市民、市、議会の関係が第18条第1項。第2項は、市、地域コミュニティ、事業者という言葉が出てくる。第1項は、協働の主体が「市民、市、議会」と読み取れるが、第2項では、市と多様な主体との協働ということで、議会が入っていない。その多様な主体の例として、地域コミュニティと事業者が書かれている。
 - この第1項と第2項の関係が分かりづらい。「市民」と「地域コミュニティ」「事業者」などの関係も分からない。そのあたりの補完的な説明をいただけたらと思う。
- 関谷会長
- 第18条第1項は、市民、市、議会が、課題の解決に向けて、役割を認識し、十分な協議を経て連携、協力していくという、協働の考え方そのものを示したものである。
 - 第2項については、市が多様な主体と協働のまちづくりを推進するための制度環境を整えるという意味合いである。
 - 第18条は、協働でやっていくということと、それを促進していく環境整備を市が行うという、二本立てになっている。
 - 先ほど丸嶋委員がおっしゃったのは、これだけだと、やる気のある市民は動き出すかもしれないが、それが全般的に広がっていくわけではないので、行政側から市民に対してもっと協働でやろうという積極的な働き

かけが出てくると、市民も動きやすくなるし、市民もいろいろなことを考えて、可能性が広がっていくということである。考え方と環境整備もいいが、もう少しいろいろなことが動き出す契機がこの第 18 条の中に入っていないと、実際は動かないのではないかというご意見だったと思う。

- このあたりは、ルールという部分と、そのルールを運用していく中で、実際にどのような動きを作り出すかという、ちょうど狭間の部分である。ルールということに徹すれば、現在の案のままで十分である。ルールをどう解釈運用して、具体的な動きを作り出していくのかという部分では、先ほど丸嶋委員がおっしゃったようなところが問われてくる。
- 地域コミュニティを議論した際に、地域まちづくり協議会を作るなどのいろいろな話が出たと思うが、そのようなことに関して、行政がいろいろと手助けをするなどのことを(丸嶋委員は)おっしゃっているのか。具体的に、この条例ができて、初めに活動し始めた市民は、何も分からないと思う。ある程度、誘い水ではないが、行政が具体的にやってくれようかと、私は期待している。それには、地域コミュニティや地域まちづくり協議会を設置するなど、そのようなところから入っていくのではないかと考えている。
- 市民側が盛り上がっていない状況からすると、まずは行政側がいろいろな形で仕掛けていくことになると思う。この文章で私は読み取れると思っているが、さらに加えるとしたら、どんな風にすればよいか。
- 丸嶋委員のおっしゃっていることは、考え方としてはよく分かる。最も心配されていることとして、条例ができて、あくまでも精神条例であり、実効性が伴わず、市民としては、何を背景に動くのだろうかというところとまどいはある。このあたりを、もう少し膨らませてはどうかということとは理解できる。
- 今、少し考えていたが、条文として理念的なことを書いていくのは、非常に難しいのではないか。
- 例えば、第 2 項について、協働でやっていくための行政サイドの役割、仕組みとなっているが、場合によっては、ここに条文を一つ付け足して、行政が協働について取り組んでいく姿勢のあり方論のようなことを加え、市議会についても同様に描き、協働でやっていく上で、三者の役割はこのようなことがあるということをやれば、今(丸嶋委員が)おっしゃっていたようなことが入り得るのではないかと思う。
- 文章としては、なかなか難しいが、おっしゃっていたことはよくわかるので、かなり文学的な表現になりかねないが、そのあたりを入れておいた方がいい。今のままだと、市民は常に受動的な対応になりかねない。先ほど話のあった地域まちづくり協議会のようなものをつくっていくときに、市が能動的な役割になってしまう。今おっしゃっていたのは、

河野委員

田中委員

市の提案が先になるかもしれないが、あくまでも市民が主体でやっていくということであり、丸嶋委員の言葉を借りれば、「仕掛けていく」というような文章が載せられれば良い。

- そのためには、この条文だけ何項目も立てるよりは、第1項で協働によるまちづくりについての基本的な考え方を出し、第2項で主体の役割、取り組む姿勢を書き込むというスタイルが、もっとも書きやすいと思う。

関谷会長

- 今の第18条に描かれているのは、いろいろな動きが出てきたときに、それをどう進めていくのかということである。
- 丸嶋委員が着眼されているのは、事が起こるまでの部分である。動き出さないと、プロセスが始まっていかないし、動きが作り出されていかない。その動きを作り出すきっかけを、行政が何らかの形で与えたり、市民から自発的に作り出したり、事を動かす契機はたくさんある。そこがきちんと作り出されていくということがないと、協働が絵に描いた餅になりかねない。考え方としては、協働の中でそれを考えるというのが一案であるが、この後、行政の政策論の中心的な議論をしていくことになるので、行政のあり方を一通り議論した上で、今のようなことを盛り込めるのであれば、それも一案。そこでもまだ不十分なので、協働のところで、さらに踏み込んだものを描くべきだと皆さんが判断されたのであれば、そのような描き方もあり得る。
- 協働の部分だけで、今の話を完結させるのは難しいと思うので、この後、行政の部分を一通り検討した上で、今おっしゃったようなことを入れた方がいいかどうかという議論に立ち戻ることを提案したい。

丸嶋委員

- 全体を見て、細かい部分を整えるということであるが、最終的な姿は、協働の章で全てが展望できるというものにしてほしいと思う。

関谷会長

- 協働の部分について、第18条の第1項と第2項については暫定的にご了解をいただいているところであるので、さらに「積極的な働きかけ、仕掛け」という部分を付け加えるかどうかという論点については、保留とさせていただきます。

丸嶋委員

- 今の関谷会長のご発言に「付け加える」とあったが、最も肝心な部分であると思う。

関谷会長

- 承知した。協働の中に、さらに踏み込んだ考え方をしっかりと位置付けた方がいいかどうかについて、行政の部分を一通り議論した上で、立ち戻りたい。
- 行政のことを論じる中でも、協働に関することはたくさん出てくる。そのあたりも含めて、全体としてどのように描いた方がいいのかという判断をさせていただきます。
- 協働に関するまちづくりの根幹に関わる考え方を、どこまで踏み込んで描くべきかどうか、重要なところであるので、保留とさせていただきます。

- 行政の部分の検討が終わった時点で、改めて立ち返りたい。
- 犬飼委員
- 事務局にお聞きしたいが、第 18 条第 2 項について、前々回の会議録を読み返すと、主語に市だけでなく、議会も加えるべきという意見が多かったと思う。
 - 田中委員や中山委員からご意見があった中で、北田委員が田中委員の質問に対して、「市民の会では、市（＝行政）を中心に考えてきたので、議会が視野に入っていなかった」と発言している。
 - 私も、市民と議会が一体のものとして考え、「市は」という表現をしたが、主語に議会を入れても差し支えないのではないかと申し上げた。
 - 主語に議会も入れるということに対しては、多くの意見があったと思うが、暫定稿その 6 の第 18 条第 2 項に議会が入っていないのはなぜか。
- 事務局(企画政策課主査)
- 議論の中から拾い上げることが漏れてしまった部分であるので、主語を「市及び議会は」とすべきであるというご意見であれば、暫定稿を再作成させていただきたい。
- 関谷会長
- 特段議会を外す理由もないということで、前回も何人かの委員からそのような話が出ていたと思う。差し支えなければ、「市及び議会は」という形で、議会を加えるということにしたいと思うが、中山委員はいかがか。
- 中山委員
- 第 18 条第 2 項は制度の整備をするということであり、それは基本的には市がすることだと思う。そのような意味合いからは、主語が「市」でも、間違いではない。
- 関谷会長
- 第 18 条第 2 項については、協働を進めるにあたっての、環境整備ということがうたわれており、その直接的な担い手は市であると捉えれば、「市は」だけでもいいと思う。もう少し幅広く、議会もそのようなことに協力的であってほしいということであれば、主語に議会も含めるのは、論理的にはあり得る。
- 北田委員
- 確かに、制度の整備はほとんど市がやることであると思うが、議会自身も、議会の中のいろいろな制度やルールを作るときに、条例化したり、規則を作ったりしている。それは、以前も申し上げたが、執行部側では手をつけることができないところである。議会自らが、自分たちの規範を作っていくというルールになっている。議会においても、このような制度や環境を作ることに協力していただきたいというのが、私個人の考えである。
 - もう一点、「市」という定義について、地方自治法の中で、「普通地方公共団体」には、市と議会が含まれる。それと、ここで言っている「市」は定義がずれている。私も、いつも文章を読んでいて、そこを混同してしまうことがある。「市」という定義をどうするかを頭に置きながら、この問題を考えていただきたいと思う。
- 関谷会長
- 「地方公共団体」は、国が地方を呼ぶ公式名称であり、ご指摘のとおり

であるが、この条例は自治体のルールを定めるものであり、市行政、市議会は、明確に主語として位置付けておいた方が適切であると思う。

三浦委員

- それを踏まえた上で、「市」は、「市の行政」と実質的に受け取れる。ご指摘のように、直接的には執行部、行政の方で、具体的な制度について取り扱っていくが、議会の方から働きかける部分、予算措置等も含めて、広い意味では議会も関わってくるということであれば、「市及び議会は」という主語になると思う。そのあたりをどう考えるかである。
- 前々回、私は、制度そのものを作るのは市であるので、主語は「市」でいいのではないかと発言した。
- 第1項で、市民と市と議会で、協働でやっていくということをやっている、第2項の制度の整備に関する主語は「市」でいいのではないかと、私どもは考えている。

高信委員

- 前回、いろいろな意見があり、まとまらずに時間が来てしまったが、事務局がまとめた文章で、良く分かると思う。
- 丸嶋委員は良く分からないとおっしゃったが、実際にまちづくりに携わると、マニュアルができると思う。「第5章 協働」の「第18条 協働によるまちづくり」の条文を見れば、私は理解できる。逐条解説にもうたわれており、これで十分だと思う。

鈴木(弘)委員

- 「地域コミュニティ」について、自治会や町内会などと書いてあるが、どこかで定義されているのか確認したい。
- もう一点、「地域内のさまざまな公共的課題を解決していくため」とあるが、このことと、まちづくり条例の目的が合致しているのか、敢えて逆説的にお聞きしたい。最後はまちづくりに取り組むということであるので、おそらくまちづくりに関することだと推測できるが、「地域内のさまざまな公共的課題」といったときに、まちづくり以外の公共的課題があるのか。まちづくり以外の公共的課題も、ここで解決を目指すものなのか。言葉の範囲を確認したい。

関谷会長

- 「地域コミュニティ」や「まちづくり」などの言葉の定義は、現在のところ保留しており、最後にまとめて議論することになっている。それによって、各条文の表現を変えていく必要が、後々生じるかもしれない。そのあたりは、保留しながら進めている。
- 第18条第1項をもう少し強く描くということであれば、変更の可能性もあるが、それは先ほど申し上げた通り保留している。第2項の「市は」の部分だけ確認して、先に進みたい。ここは、協働の具体的な制度をつくったり、運用を図ったりするということであると理解すれば、「市は」でもおかしくはない。第1項も含めて、議会は関係ないということではないので、直接的には市が環境整備を図るが、第1項に照らせば、議会も含めて担っていくものという解釈運用になると思う。これでいいのではないかと思うが、いかがか。

- それ以上のことについては、いずれにしても、この第 18 条には後ほど立ち返りたいと思うので、暫定的にこのような形にしておき、行政や議会の章を議論した上で、このあたりのあり方をもう少し変えた方が良いということになれば、後ほど振り返った段階で、確認したいと思う。
- 第 7 章に入り、行政の部分を議論しているが、市長、執行機関、職員の部分について、前回いろいろなご議論をいただき、たたき台を取りまとめたが、これらについてはいかがか。
- 第 26 条について、第 1 項の「市」は、市長部局とその他の執行機関も含まれており、第 2 項は「市長以外の執行機関」となっているので、たたき台にある「前項の規定を準用」という文言は削除しても意味が通じる。
- 第 2 項後段の「その他の執行機関」は、意味が分かりづらくなるので、「他の執行機関」とすべき。例えば、市長以外の執行機関である教育委員会は、自分以外の他の執行機関である農業委員会等と連携するという意味である。
- この点については、前回、「前項の規定を準用する」というところに意味があるということになっている。皆さんの合意を得たものと理解していたが、その部分を削除すると、単に意思疎通を図るだけになってしまう。
- 第 26 条第 1 項で、市の部分にその他の執行機関が含まれないのであれば、「準用する」という部分を入れてもいいと思う。
- 第 1 項の「市」に、市長部局も、その他の執行機関も、両方含まれるということであれば、「第 1 項を準用する」と敢えて書かなくてもいいのではないかと思う。
- 前回のいろいろな議論の中で、「市」は市長部局のみを指して議論していたと思う。市民の会の提言書も、他の教育委員会等の執行機関は念頭にないという前提であったのではないか。ある面では、理解しやすいという議論があり、市長部局以外の執行機関について、以前（提言書に）書いてあったものを、今回整理した形のほうが分かりやすいのではないかということになったと思う。
- 図書館の話は異質な要素があったが、一般的に、「市の行政機関」と言ったときには、皆さんはほとんどが市長に責任を持っていくという発想を持っていないと思う。そのようなことを考えると、今回のたたき台のままのほうがいいのではないか。
- 今のところ、「市」は市長部局中心に捉えているところがあり、それ以外の部分は別に括って、「準用する」という形にした。
- 改めて定義の部分を確認するときに、どこまで「市」に含めるかを検討したい。それによって、皆さんがおっしゃったようなことが関わってくる。今のところは、「市」と言った場合には、市長部局を中心に捉え、

- それ以外の部分と双方を規定して運用していくと理解するというところでいかがか。
- 三浦委員
- 私どもは、たまたま庁内で先んじて定義の議論も終えており、「市」の定義を、今申し上げた「市長」と「その他の執行機関」を含むものと捉えていた。
 - 逐条解説にも、「市長及びその他の執行機関」と明記しており、「準用する」という一文を、敢えて外すという提案をさせていただいた。
- 関谷会長
- 各条文中、「市は」という表現の使用頻度は高い。
 - 「市」にどこまでを含めるかによって、それぞれの条文の意味合いが変わってくるところもあるので、定義を議論する際に、慎重に調整を図りたい。
 - 趣旨としては、現在ここに書いてあることで、ご確認をお願いしたい。
- 犬飼委員
- 第25条の「市長は市の代表者として」という表現について、「市の執行機関の代表者」なのかどうか、わかりにくい部分がある。「市民の代表者」とした方が、より本質的になるのではないか。
 - 「公正かつ誠実に市政を運用するものとする」という表現について、前回の議論の中で関谷会長がおっしゃった、「適切な行政の意思決定と執行を行う」という表現の方が、より適切なのではないかと思う。
- 関谷会長
- 私は前回、「市の代表者」と申し上げたが、「市民の代表者」とした方が良いのではないかというご指摘である。
 - また、「適切な意思決定」ということを、「付託に応え、住みよいまちづくりの実現を図る」という文脈に入れた方が良いかどうか。これらについて、ご意見をいただきたい。
- 中山委員
- 定義の部分を先に検討していないので、最後にいろいろと見直しが出てくると思うが、もともとの（提言書の）定義を見ると、「市民」には住民だけではなく、通勤通学者も含まれている。「市」は、先ほど三浦委員がおっしゃったように、「市長その他の執行機関」と定義されている。
 - （提言書の）定義を尊重していくのだとすれば、私は「市民の代表者」ではなく「市の代表者」だと思う。
- 関谷会長
- 「市民」の定義がどこまでを含むかにもよるが、いろいろな方々がいる中で、トータルに「市の代表者」とするというのが、私が申し上げた趣旨である。
 - 「市民（の代表者）」としてしまうと、少し限定されてしまうのではないか。
- 鈴木（弘）委員
- 関谷会長のおっしゃる「意思決定」とは、何の意思決定か。
- 関谷会長
- 「行政の意思決定」である。
- 鈴木（弘）委員
- 市として行政を執行する場合には、議会の議決や同意を求めることも含まれると思う。首長の意思決定と、議会の決定があると思う。

関谷会長

- ここに「意思決定」を入れる場合には、あくまでも「行政の意思決定」である。
- 市政全体の最終意思決定は、当然ながら議会ということになる。
- 「市民の付託に応え、住みよいまちの実現を図る」という文脈の中に、行政としての意思決定を含めて理解するということもあり得ると思う。これだけ言葉が並んでいると、さらに「意思決定」という文言を入れるのは、表現上難しいかもしれない。
- 「行政としての意思決定」をする場合の、最終的な主体は市長であるから、そこを入れた方がいいかどうか。このあたりは、基本的な事項に関わる部分である。「代表者として」「付託に応える」という部分は、提言書の中にはなかった。基本的事項として入れるべきと前回ご提案申し上げて、これらを入れた上で文章を整えたのが、今回の暫定稿である。

田中委員

- 「市」の概念をどうするかにも関わってくるが、行政の意思決定を含めると、市長部門に属さない行政機関の意思決定についても、市長が関係するのということになってしまう。市長以外の執行機関について、政治的な責任は負わざるを得ないが、行政上の責任分担にはない意思決定をするということになり、よくわからなくなる。
- 行政としての意思決定の上に立ち、市民の皆さんとの意見調整、市議会の同意・議決を経て、市政運営にあたるものであると思う。
- そのような流れで考えるのであれば、「意思決定」という言葉を入れると、混同してしまうのではないかと。単に、「市民の負託に応えて、公正かつ誠実に市政を運営する」ということの方が、理解しやすいのではないかと。

関谷会長

- 無用の混乱を避けるのであれば、これ（たたき台）でも、それほど問題はないのではないかと。
- 実際に議論される中では、「行政の意思決定を適切に行うべきだ」という論点があるので、前回ご紹介したが、この（たたき台の）ままでもいいし、「公正かつ誠実に意思決定をし、市政を運営するものとする」とする表現もなくはない。それではあまりにも回りくどい、「市政を運営する」という中に、それを込めて理解していくということであれば、このままでいいと思う。場合によっては、逐条解説の中に、行政の意思決定ということを含めて入れておけば、少なくとも解釈運用には耐えられる。

千葉委員

- ずっと考えていたが、犬飼委員のおっしゃった「市民の代表として」というところがずっと引っかかっていた。
- 前回の議論の中で、「市民の目線に立ち」という表現がおかしいということで、「市民の代表者」という文言になったと理解していた。今の議論の流れを聞いていると、「行政の代表者」ということになってしまっている。提言書とかけ離れてしまうような気がする。「市民の目線」と

- という意味の「市民の代表」ということでとらえたのではなかったか。
- 関谷会長
- 確かに、「市の代表者」というと、「行政の代表」と捉えられてしまうかもしれない。
- 白土委員
- 千葉委員がおっしゃったようなことを、私も思っていた。市長は、選挙で選ばれた「市民全体の代表」である。
 - もう一点、迷っているのは、「市長は」という主語は、「市政を運営するものとする」に繋がるとなると、先ほどから話題に上っている「市」の定義がよくわからない。「市」と「市民」の関係が理解できない。
- 中山委員
- 市民の会の提言書の第3条にある「市民」は、非常に範囲が広い。仮にそのように定義するのであれば、市長は「住民の代表」であると思う。だから、「市民の代表」ではなく「市の代表」ではないかと申し上げた。
 - 協議会の終盤で、定義について検討するとき、個々の条文の中身の字句が変わる可能性があるという認識を皆さんが持って、検討していけばいい。現時点では、「市民」について、提言書で定義されているとおりで捉えるならば、ここは「市民の代表者」ではなく「市の代表者」とすべきであると申し上げている。
- 白土委員
- 納得した。やはり市長は、他市町村の人たちからは選挙で代表として選ばれていないので、「住民の代表」である。市政としては、企業などもすべて含めたものを運営すると思うので、「市の代表」で良いと思う。
- 関谷会長
- 「市民」も、「茂原市民」という場合と、もっと理論的なことを言えば、まちを積極的に担う担い手のことを「市民」という場合がある。「住民」は、そこに住んでいる人たちのことを指す。それらは、意味合いが全て異なる。どういう言葉を使うのかは、判断が必要なところもある。
 - ここは、定義の問題も関わるので、最後に定義を検討した際に、修正した方がいいという判断が出てきたら、そこで調整させていただくとして、趣旨は皆さんそれほど違ってないと思うので、暫定的にこの形にしておきたいと思う。
 - 定義に関わるところについては、最後に改めて、全体を総括しながら、確認をとりたい。
- 犬飼委員
- 第26条第1項は、執行機関の役割として、組織運営のことになってしまっている。私たち市民の会が提案した趣旨は、組織ももちろん一つの要素であるが、重要な部分として、「市政とは誰のものなのか」ということである。もちろんそれは、「市民のため」ということを言いたいのであるが、市政は市民の福祉のためにある。やはり、第26条第1項にそれをうたわなくてはならないのではないかと。
 - 私たちが第26条で主張した、「市の執行機関はこの条例の趣旨を尊重して、市民本位の市政の推進を担うものとする」という部分を、第1項に加えた上で、第2項、第3項として、このたたき台の文言を入れた方が、私たちの趣旨を汲んでいただけないかと思う。

- 先ほど、定義の問題でいろいろ議論があったが、第 26 条第 1 項は、市の執行機関のことを言っている。定義の議論をしなくても、「市の執行機関は」として、第 2 項を「市長以外の執行機関は」とすれば、特段問題ないのではないかと思う。
 - 私が今主張したいのは、市政は誰のためにあるのかということ、きちんとうたってほしいということである。
 - 第 26 条は、「執行機関の役割と責務」ということで、今のたたき台は、執行機関の組織のあり方について規定している。そもそもの市政の中における執行機関の位置付けを明確にうたっておいた方がいいのではないかというのが、犬飼委員のご提案だと思うが、その点についてはいかがか。
- 関谷会長
- 犬飼委員から、市政は「市民本位の市政であってほしい」という話があり、それはよくわかる。
 - 当然ながら、市民本位の市政を執行していると思うが、私ども農業委員会の立場から申し上げますと、市民本位の行政としての役割を、業務執行に反映させて動いているものの、以前も申し上げたように、農業委員会関係では、国や県の指導の範囲の中で動かざるを得ない部分が多い。
 - 規制改革で、かなり県に下りてくるものがあると思うが、現段階では、「市民本位」と言われても、身動きがとれなくなってしまう可能性があるのではないかと懸念している。
 - 「市民本位」ということはよく分かるが、私どもの一端をご説明させていただいたので、よろしくお願ひしたい。
- 林委員
- 行政の方にお聞きしたいが、国もこれからの少子高齢化社会に対する施策として、過疎や限界集落など、いろいろな課題があり、それに対する助成事業をたくさんやっている。それらは、ほとんど「この指とまれ」方式で、手を挙げたところと協議しながら執行していくというものである。茂原市の場合は、現在そのようなものに応募しているものがあるのか。
- 丸嶋委員
- 今回、衆議院が解散する前に地方創生法案が成立したが、全国で自治体が消滅するという懸念がある中で、これから国が総合戦略を作成し、県も作成し、自治体はそれに合うように、独自性のものを織り込んで、5年くらいのスパンで総合戦略を作成し、手を挙げられるものは挙げていくということになる。
 - 茂原市は、国・県の動向を見ながら、積極的に手を挙げられるものは挙げていくという考え方でいるが、現在、対象となっているものは思いつかない。
- 事務局(企画政策課長)
- これまでも実際に、「この指とまれ」方式で、国が地方に働きかけている事業があるのではないか。
- 丸嶋委員
- 茂原市は、人口が 9 万人いるため対象とならないが、過疎地域には手を
- 事務局(企画)

政策課長)
丸嶋委員

挙げる権利があるような事例もある。

- そのようなシステムを利用して、財源を活用しながら、まちづくりを進めていく手もある。そのようなことは、この条文を見ても、どこにも出ていない。
- 先ほども話があったように、国のいろいろな規制もあるのだろうが、条文ではなく、解説の中に、そのようなことを積極的に検討していくということが欲しい。

関谷会長

- 市民の皆さんは、国がどのようなことをやっているのか、具体的には追っていくことができず、分かりにくいので、市にお願いするしかない。市も、住みよいまちづくり、恒久的な発展のためにも、市の役割の一つとして、解説の中に一項目を設けておいてほしい。

- ここで「市民本位」ということを入れると、その都度入れなくてはならないということにもなりかねない。これだけに限らず、市長も、その下にある執行機関も、議会も、理念的にはすべて「市民本位」である。
- 細かく分けていくと、林委員がおっしゃったようなことも出てくる。個別具体的にというよりは、全体で「市民本位」という意味合いで理解していくことが重要である。ここで特出しで入れる必要があるかどうかは、考えどころだと思う。

- 丸嶋委員がおっしゃったようなことを、解説に加えるということは、あり得るところ。ここは、市長、執行機関、職員それぞれの、どちらかという立場や役割をうたっているものであり、実質的にどう市民本位でいくのかは、その後に関わってくる話だと思う。

高信委員

- 前回もいろいろな意見が出て、終了の時間が来てしまった。今日示された「執行機関の役割と責務」のたたき台を読んだが、これでいいと思う。
- 余談になるが、地方再生、まちづくりというのは、茂原市だけではなく、日本列島の北から南まで、取り組んでいる問題であり、この協議会でも以前、夕張市や富津市の話が出ていたが、先日もテレビで「地方再生PR 徳島」という番組をやっていた。キャッチコピーが「VS 東京」で、衝撃的な意見が出ており、世間を騒がしていた。

- 徳島では、800万円をかけて、方言を交えて作成した過激なPR動画が1億円以上の効果を挙げたという話があり、IT企業が古民家を改造して、徳島へ移転したとのことだった。

- 国会は解散してしまったが、内閣では石破氏が地方創生担当大臣を務めていて、かなりの予算を組んでいて、小さな企業でも誘致すれば国からお金が下りるという話をしていた。

- 丸嶋委員が、市で何かしてほしいとおっしゃっていたけれども、茂原市の場合は、水害対策がどんどん進んでいると思うが、茂原市を活性化するために、どうしたらいいかという意見がこれから多く出てくると思うので、市に文書で意見を述べたらいいと思う。

田中委員

- 第 26 条は、この条例の中に入れて規定するので、犬飼委員がおっしゃったような文章を入れなくても済むのではないかと思っていた。「市民目線に立ったまちづくりを進めるための条例」であるまちづくり条例の中の「執行機関の役割と責務」という条文になっているのであるから、行政を運営している人たちにとっては、それらのことを敢えて入れなくてもいいのではないかと思っていた。
- どうしても入れなくてはならないとなれば、提言書の基本的な要素を残し、「市民の目線に立って、社会経済情勢の～」という文章を入れるか、あるいはもう少し踏み込んで描くのであれば、「迅速かつ的確に対応するため、この条例の趣旨を尊重し～」としてはどうか。
- 基本的には、なくてもいいのではないかと考えているが、そのように入れば、さほど違和感がなく、理解していただけるのではないか。少なくとも、「市民のための行政、市政」という意味を含めて理解されるのではないかと思う。

犬飼委員

- 先ほど申し上げたことに固執するわけではないが、要は、市民の立場に立った行政であってほしいということで、一つには、市民も自立して自覚していかなくてはならないし、行政も、それなりの覚悟を持って、体制の整備などをやっていかなくてはならないと思う。
- 暫定稿の第 26 条第 1 項の 3 行目は、「組織の整備」が簡潔な表現になってしまっているが、組織の横断的な連携や改造なども視野に入れて、利用者に利用しやすい体制づくりなどにも取り組んでいただきたい。
- 逐条解説の第 1 項の最後に、「組織の整備」ということが書かれているが、「利用者（市民）の立場に立った組織の整備」などを入れていただきたい。
- 市民の会で話し合いをしている中でも、「市民の意見をよく聞いてほしい」という声もあった。行政は、効率的な運営のために、組織を設けて、一生懸命取り組んでいただいているが、もう一度、利用者（市民）の立場に立って、利用するという観点から考えると、進歩していいのではないかと思う。
- 皆さんの意向で、わざわざそうする必要はないのではないかということであれば、それは固執するものではない。

高信委員

- 「執行機関の役割と責務」のところを最初から読むと、「市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため」と書いてあるので、納得できるのではないか。私は、このままでいいと思う。

関谷会長

- 基本的には、これでいいと思うが、「市民本位」「市民目線」「市民の立場に即して」などをどう入れ込むか。もし入れるとするならば、「市民の立場に即して」などの言葉が妥当だと思う。
- 「市民の立場に即して」ということは、全体に関わることである。全体をもう一度踏まえた上で、どこにこの表現を入れるのかを考えた方が、

- もう少しすっきりした形で、この条例に入れ込むことができると思う。
- この場だけで固執せず、もう少し幅広い範囲で、考えていくこととしたい。
- 白土委員
- 「執行機関の役割と責務」の解説に、「市の執行機関の役割と責務を規定したものである」という文章があるが、これは必要なのか。
- 関谷会長
- 「解説」ということで、これを入れているのだと思う。
 - そもそもこの項目のことなので、敢えて入れなくてもいいとは思っている。
- 白土委員
- せっかく、「市とは」という文章があるのに、それが生きなくなってしまうのではないかと思った。
- 田中委員
- 「市の執行機関の役割と責務を規定したものである」という文章は、この条文全体について、説明しているだけである。第1項だけを説明したものではない。
 - 書きようがないので、たまたま第1項の解説に入ってしまったが、本来は、第26条全体を解説したものである。
- 河野委員
- 犬飼委員から話のあった組織の整備について、2行目の「適切な定員管理」ということが、組織の整備を指すのか、人事的なことを指すかだが、ここで言っているのは、解説の2点目にもあるように、「組織の横断的な連携を図る」ということが目的である。
 - 仮に、人事異動での組織の整備ということであれば、ここは削除してもかまわないが、「組織の横断的な連携を図るなどの」とした方がいいと思う。
- 関谷会長
- この第26条だけでは完結できない問題がいろいろあり、部署の横断などは、この後皆さんにご議論いただく論点にも関わってくる。広い意味での「政策論」であり、総合計画や財政も「政策」の話である。その政策を実行していくのが、この「執行機関」である。
 - 条例によっては、政策的なことを最初に持ってきて、その後、それを実行するために市長、執行機関、職員という配置にしているところもある。それは、この後の議論を踏まえた上で、どのような順序立てが最も効果的なのかという検討も含めて進めてまいりたい。
 - この第26条だけでいろいろなことを議論しても、おそらく広がりには欠けると思う。先ほどの「市民の立場に即して」ということについても、他との関わりでとらえないと、判断しづらいところがあると思うので、暫定的にこのような形にしておきたい。
 - いずれにしても、第18条、第25条、第26条、第28条については、この後の政策論のあり方によっては、少し変わってくるところがあるかもしれない。暫定的にこのようにしておきたい。
- 北田委員
- 第28条第2項について、この書き方だと、市の執行機関の役割になってしまう。趣旨としては分かるが、ここに置くよりも、第26条に置くほうがいいと思う。その場合、目的が抜けてしまうので、文言が書きづ

らくなると思うが。ここに入れるとすれば、職員の権利のような形にしないと、おかしくなってしまう。

- この「職員の役割と責務」の中に入れ込むのは、合わないと思う。入れるとしたら、逆に、「職員の研修を受ける権利」として書く方が、生きてくると思う。「市は～」という書き方をするのであれば、第 26 条に移すべき。
- ここもいろいろな位置付け方があり、政策形成能力と資質の向上を職員が目指すべきということは、第 3 項と合わせて議論される場所。研修の機会を設け、育成に努めるのは、条例によっては、執行機関のところに置く場合がある。執行機関として、そこで働く職員を、きちんと学ばせるという形で位置付け、第 28 条は、あくまでも職員それ自体の項目に特化させる、職員がどうあるべきかを第 28 条に盛り込むという形にすれば、北田委員がご指摘のように、すっきりする。
- これも、位置付けの問題である。より簡潔に分かりやすくするためには、第 28 条は職員のことだけに特化し、職員をどう育成するかということについては、執行機関の役割に移すというのは、合理的な位置付け方である。
- 第 28 条第 2 項の前段を第 26 条に移し、後段は第 3 項と組み合わせて、2 項で構成することになると思う。
- 職員の政策形成能力と資質の向上を図るために、研修等の機会を設けるのは、執行機関である。自治体によっては、執行機関に位置付けている場合と、市長のところに位置付けている場合がある。これは、どこに入れなくてはならないという決まりがあるわけではない。市長のところに、あまりに細かく規定するのはどうかというご意見もあったので、これまでの文脈からすると、第 26 条の執行機関のところに置いてしまった方がすっきりすると思うが、いかがか。
- 第 28 条は、「職員は」という主語だけに限定してしまい、その職員をどう育てるか、執行機関、組織の問題になってくるので、第 26 条にまとめてしまうという合理的な棲み分けである。特段差し支えなければ、そのようにさせていただきたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

- では、そのように位置付けを変えさせていただくということで、どこを保留にしたか、どこを修正したかは、次回改めて確認したい。
- 今日の本題に入るが、第 7 章の「行政運営の基本原則」について検討を続けている中で、これまでは市長、執行機関、職員の役割と責務について議論してきた。この文脈ではないほうがいいのではないかとと思われるのが、第 27 条の「災害対策」と第 29 条の「市政の自浄」である。これらは、全体の位置付けの中で、もう一度とらえ直してまいりたい。
- 行政の組織と政策論を先に議論してまいりたい。項目としては、提言書

関谷会長

委員一同
関谷会長

の中の第 30 条以降である。第 30 条が組織の整備、第 31 条が総合計画、第 32 条が財政運営、第 33 条が監査、第 34 条が行政評価、第 35 条が政策法務、第 36 条が行政手続ということで、このあたりが行政を論じる上で中心的なところになる。特に、政策論ということで考えたときには、重要になってくるところである。まずは、当面ここの部分について議論を深めてまいりたい。

- ここは要するに、行政がどうあるべきかということと同時に、計画のあり方、政策をどうつくって運用していくかというトータルなあり方、お金のあり方、評価・チェックのあり方をどうしていくのかが、主な柱になってくると思う。これらのことについて、この後、次回にもわたって議論してまいりたい。
- その前に、少し時間をいただき、全体を考える上でのポイントを、私の方から簡単に説明させていただき、その後休憩をはさんで議論したい。
- これまで市民参加や地域のことについて議論してきて、今は行政の部分の話をしている。中でも、特に市長、執行機関、職員という組織の話を、前回と今日議論している。この後は、行政の中身に移っていく。広く言えば、全て政策に関わることであるが、その根幹を占めるのが「総合計画」である。
- 地方自治法が改正され、総合計画は作らなくてもいいことになった。しかしながら、多くの自治体は、総合計画を策定している。
- 総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画という構造である。基本構想については、以前は議会の議決事項であったが、今はそれが外れ、自治体で自由に決めていいというのが、現在の総合計画の取り扱い方である。
- 極論すれば、計画は全てつくらずにやっていくということも、論理的には可能である。逆に、今までどおり、3つ（の計画）をしっかりと設けてやっていくが、議会にどこまでを諮るかは、自治体の自由な判断に委ねられているということである。
- 政策法務については、少し専門性が高い議論ではあるが、国の法令を、茂原市のためにどのように解釈運用していくのかというのが、「法務行政」である。最近の流れでは、「自己立法」ということで、今回のように条例を作るのも「自己立法」の一つである。茂原市でいろいろな政策を作っていくにあたっては、その根拠が必要である。茂原市が自前で作っていくということが、これからどんどん増えていく。そのような場面で問われるのが、「自己立法のあり方」である。
- 自前でルールを作っていく、根拠を整備していくということが、「自立した自治体運営」という根幹に関わる。法務の部分から行政を考えるのは、非常に大事なことである。
- 財政について、「健全な財政運営」ということがよく言われるが、自治

体でどうお金を使っていくのか、税金をどう使うかという点で知っておいていただきたいこととして、自治体のお金を巡るあり方が、どんどん変わってきているということが挙げられる。

- これからの時代を考えると、もっといろいろなお金の動き方が出てきていい。今のあり方は、市に対して市民が税金を納め、国に納めたお金が、交付税等を通じて入ってくるというものもある。税金で納められたものが、財政の根拠になる。これを、さまざまな政策にどう使っていくのかというのが、「再分配行政」と呼ばれるものである。
- 今、このような時代環境であるから、国から入ってくるお金が、どんどん縮小している。市の税金で集められるものも、同じように縮小している。これらの部分が、まさに枯渇しているというのが、今置かれた状況である。限られた予算をどう効率よく、茂原市の課題解決のためにどう使っていけるのかが、財政問題の最も大事なところである。
- 税金を使っていろいろな課題解決に取り組むのが、これまでの「再分配行政」と呼ばれるものであるとするならば、税金を使うと同時に、市民が市民のためにお金を使うという、「地域での資源循環」が、どんどん起こりつつあり、これをどれだけ充実させられるかが、市場の問題でもあるし、地域の問題でもある。
- 行政で賄える部分が枯渇しているわけであるから、もっと市民が市民を支えるという領域を作り出していく、地域でどんどんいろいろな仕事を作って経済を回していくということをしていかないと、行政だけに頼っていたのでは、我々の生活は守っていけないというのが、今の置かれた状況である。
- 例えば、「起業」や「ソーシャルビジネス」と呼ばれるようなものは、地域の中で、仕事を作り出していくというものである。「ソーシャルビジネス」とは、民間企業が行うのと同じ収益事業を行うが、民間企業が利潤の最大化を目指すのとは異なり、地域の課題解決というミッションを持ったものである。そのようなところに、お金が流れ出しており、銀行も支援をするようになってきている。
- また、このほかに今出てきているのは「寄附文化」である。例えば、「ふるさと納税」のようなものもあるが、地域や市場の中に、「認定 NPO 法人」や「公益法人」のようなものをつくると、それらに寄附をすれば、税金面で優遇されるなど、税制優遇措置が寄附文化の中に連動して出てきている。
- 税金を納めるという行為では、行政に直接お金が流れるが、市民が市民のためにお金を出したことによって、税金の部分で少し戻ってくる。再分配行政にいつまでも頼るのではなく、市民が、実質的には税金を払ったような形で、市民にお金が回ってくるような流れをこれからどれだけ作り出していけるのかが、一つの議論としてかなり盛り上がりを見せて

いる。

- 行政は枯渇していく一方であるから、市民・地域が充実していかないことには、致し方がない。市民・地域に、ヒト・カネ・情報がどれだけ回っていくか。行政にも、市民・地域を充実させるための支援や働きかけをしていくことが、問われ始めている。協働も、そのような文脈で考えられるところもある。このあたりも念頭に置いていただき、お金のあり方を今後どうしていくのかをお考えいただきたい。
- 市民・地域を充実させる方法として、一昔前では、再分配の一環として、公共事業を興したり、商店街に補助金を出したりという形で、税金を直接入れ込んでいた。入れ込めるお金、国から持ってくるお金がどんどん減っているのであるから、地域での流れを積極的に作り出していかないと、市民も苦しくなるし、行政も厳しくなる。お金の流れ方がどんどん変わってきているし、今後ますます変わっていくと思うので、これらを念頭に置き、行政運営のあり方や財政のあり方をご検討いただきたい。
- 先進自治体は、市民・地域を充実させていくような仕掛けに取り組んでいる。それによって、行政に還元される部分もあり、行政が直接お金を出さなくても、市民・地域でどんどん公共サービスが作られていく。
- これまで、公共サービスというと、再分配を通じて、市民に提供されるという道筋しかなかった。同じ市民によって共有されるようなサービスが地域の中で作り出されていけば、行政がわざわざ税金を使わなくても、いろいろなことが生み出され、市民が公共サービスを享受できるという発想が、これからは問われてくる。
- いま申し上げたのは背景であり、それらを踏まえた上で、行政のあり方について議論してまいりたい。
- ここで休憩をはさみ、その後議論を再開したい。

(小休止)

関谷会長

- 休憩前にも申し上げたように、これからは、市の政策をどのようにつくって実行していくかという、そのあり方に関わる重要な部分になる。いろいろな点から、ご意見を頂戴したい。

事務局(企画
政策課主査)

- 条文としては、第30条の「行政組織の整備」から始まる。
- 第30条については、前回の議論で、第26条の「執行機関の役割と責務」と融合させるということで、そちらに移動した経緯がある。

関谷会長

- 先ほどの第26条と併せて、第30条の取り扱いを確認した上で、その後の議論に移ってまいりたい。
- 第30条で書かれているポイントの一つは、「総合的な行政サービス」ということである。「総合的」と書いているのは、縦割り行政から脱却し、茂原市全体の観点から、行政サービスを行う、分野ごとではなく、場合によっては組織の横断的な連携を図っていくということを含めて、どの

ように組織を運営していくのかが描かれているものである。

事務局(企画
政策課主査)

- 前回の議論では、これを第 26 条に移してはどうかということであった。第 26 条に移すとすれば、項目を増やして入れるということになると思うが。
- 前回、第 26 条と第 30 条を融合させるという議論があり、第 30 条の「組織の横断的な連携」については、新たな第 26 条の逐条解説に加え、「効率的な組織運営」については、条文に入れて、たたき台を作成した。
- 関谷会長からお話のあった「総合的な行政サービス」という文言については、今回のたたき台からは抜け落ちている。

関谷会長

- 「効率的な組織運営」については、たたき台に融合させているが、ポイントとなるのは、「総合的な行政サービス」という部分と、「組織の横断的な連携を図る」という部分である。これらをどう位置付けていくのかである。組織運営、体制を考えていく上では、非常に重要になる。これらを第 26 条に別立てで入れた方がいいかどうかを含めて、ご意見をいただきたい。
- その上で、政策の中身としての第 31 条以降の議論に入ってまいりたい。第 30 条の一部は、すでにたたき台で第 26 条に融合しているが、融合されていない部分は、単に解説に落とし込めばいいという問題ではないように思えるので、その取り扱い等についてご意見をいただきたい。

鈴木(弘)委員

- 「総合的な行政サービス」「横断的な組織連携」というのは、総論としてはとてもいいと思うが、他の自治体等で、まちづくりに関連した総合的な行政サービス、組織連携を具体的に実現している例があれば、ご紹介したい。私も以前行政の職場にいたが、企画調整部門がそれを担っていた。そうは言っても、限界の方が大きく、言うことを聞いてもらえなかったが。最近の動きとして、事例があったら、教えていただきたい。

事務局(企画
政策課主査)

- 「横断的な連携」ということだが、行政組織は、前回ご説明したとおり、部・課・係を置くという形になっている。例えば、現在取り組んでいる人口減少問題や、今後取り組まなくてはならない地方創生などについては、個々の部署で考えるというレベルではなく、市全体として取り組むべきものであるので、現状としても、課をまたいだプロジェクトチームを置くなどの対応をしている。
- 「総合的な行政サービス」という点についても、市民ニーズが多様化してきている中で、それぞれの担当部署でも、市民サービスの向上に努めているところである。それを「総合的な行政サービス」と銘打っていいかどうか、判断は分かれるところ。

関谷会長

- 事務局で取り上げている他の自治体の条例では、どのようになっているか。

事務局(企画
政策課主査)

- 流山市の場合、「行政運営上の課題や市民等の要望の変化に、迅速に対応できるような行政組織を整備する」とうたわれている。小平市では、

「効率的かつ機能的で、社会情勢の変化等に柔軟に対応できる内部組織を編成する」「政策の企画立案にあたって、先見性及び創造性を発揮できるような職員の能力の向上に取り組む」というようなことがうたわれている。

- 具体的に、他の自治体でどのような連携を取っているかについては、聞き及んでいる範囲では、「地域まちづくり協議会」のあたりでご議論いただいたが、地区担当職員という制度を置いている。当該担当職員は、地域で課題となっている分野の専門ではないかもしれないが、その職員が窓口となり、専門の担当に話を通し、課題の解決に繋げていくという取り組みがなされている。

関谷会長

- 「総合的な行政サービス」を目指すということは、多くの自治体でうたわれているが、どちらかというと、理念的にうたわれている場合が多い。「組織の横断的な連携」を明言しているところは、それほど多くない。
- 実際のところ、行政は、茂原市だけで完結するわけではなく、県や国との関わりがあるので、茂原市だけで組織を根本的に再編してしまうのは、なかなか難しいという実情が、一方ではある。
- ただ、大事なのは、そうではあっても、分野を横断させながら、茂原市の課題解決に資する行政運営を行っていくということである。

鈴木(弘)委員

- 「行うものとする」と言い切っているので、条例ができれば、実際にやらなくてはならなくなる。やればよいとは思いますが、縦割りを横割りにしてしまうなどのことが、「効率的な行政運営」という観点から、会長もおっしゃったように、すぐにできるのかどうかという議論がある。目指す方向は間違っていないと思うが、言い切ってしまうので、行政の立場からすると、かえって難しいのではないかと考えたので、質問した次第である。

関谷会長

- おそらく、縦割りではなく、総合的にいろいろなことを融合させながら、政策を作っていくという考え方を示したものである。
- 実際に領域を横断するには、組織をゼロベースに戻してやり直すのはなかなか難しいので、事務局からも説明があったように、プロジェクトチームをつくり、プロジェクト単位で、いろいろな課から人が出てきて、横断的なことを考え、計画に落とし込み、事業化していくという取り組みは、現行体制の中でいくらでもできる。
- そのようなところから、少しずつ改善を図っていくこととし、それを促すようなルールを規定していくということは、実現可能性としてはそれほど低いものではない。そのようなことを工夫した文言を入れ込むことは可能であるので、どこまで描くかも含めて、ご意見をいただきたい。

丸嶋委員

- 先日、「市長と話し合う会」があり、司会を務めた。ある中学校の問題が出ており、車いすで避難する場合、段差があつて避難できないため、職員が上へ持ちあげるといった対処をしているので、市民の方から、スロ

ープを作り、上がれるようにしてはどうかという提案があった。担当の市職員は、そのようにすると答えて、その話は終わった。

- それはそれでいいが、我々が期待するのは、その中学校は一つの事例であり、他の小中学校も調べてみて、同じようなところがあれば、そのように直すという返事である。それこそが総合的な行政サービスであると、私自身は理解している。そのような広い視野で見て、税金を平等で使っていくという姿勢が必要ではないかと思う。
- 市民が問うたことに対して、毎年同じような質問が出てくるようでは、行政としては効率の悪い話であり、市民のいらだちが募るばかりである。
- 物理的ではなく、心の問題としてのサービスだと思う。総合的な行政サービスとは、精神的、理念的なものであり、職員の誰もが心得てほしいし、市民の皆さんも、そのような視点で市に要求するものだと思う。
- 先ほど、横のつながりという話があったが、前回、豊田地区はとても横のつながりがうまくできているという話があり、鈴木（敏）委員からは、商店街がシャッター通り化しているが、とても頑張っているというお話があった。どこも例外ではなく、お年寄りばかりであり、地域が助け合っていると話されていた。
- 自分の地域を振り返ってみると、防犯パトロールや祭り、マラソン大会などを行っており、中学校も生徒数が減少しているので、違う小学校区から生徒を招いてみたり、なるべく地域内の中学校に通うように力を入れたりしている。住民たちも、防犯を兼ねて、一人暮らしのお年寄りを訪ねるなどしている。隣同士をもっと大切に、声をかけ合っていくことが重要であると思う。
- 余談になるが、丸嶋委員からお話のあったスロープについては、他の学校も調べたところ、4か所ほどあったので、12月補正予算で全て対応する予定である。
- どの自治体もそうであるが、茂原市も、いろいろな計画を作るときには、それぞれの部署から職員が出て、横断的に策定している。また、大きな事業のときには、横断的な組織で計画づくりなどを行っている。
- 第30条の話に戻るが、この条文と第26条第1項は、ほとんど同じ表現である。第30条で敢えてもう一度書かなくてもいいのではないかと思う。
- 第30条をこのまま残すのではなく、第26条に移すという点では、ある程度了解をいただいたところであるが、「総合的な行政サービス」や「組織の横断的な連携」というポイントを、この文言で良いかどうかも含めて、第26条でどう表していくのか。もちろん、不要だという考え方もあるし、何らかの形で入れ込むべきというご意見もあるので、議論を膨らませていただきたい。

高信委員

三浦委員

関谷会長

白土委員

- 第 30 条の「組織の横断的な連携」という文言は、難しいかもしれないが、入れて欲しい。
- 私は、健康づくりの關係に長年携わっているが、教育委員会の体育課なのか、健康管理課の保健センターなのか、それとも高齢者支援課なのか、所管がはっきりしないことが多々ある。健康のことなら、どこかに聞けば、他の部署でやっていることでも全て分かるような、横断的な組織連携が必要ではないか。
- 全体を知らなければ、部分的なことも分からないので、「総合的な行政サービス」という文言は、入れて欲しいと思う。

丸嶋委員

- 先ほど話のあった中学校のことだが、その（市長と話し合う会の）ときに、答弁で「他の中学校等も調べて善処する」という一言があればよかったと思う。
- 私たちの地域では、イノシシが多く出没する。人家にも出てきており、子どもたちに危害が及ぶといけけないので、農政課に状況を話した。イノシシの管轄は農政課だが、学童の登下校は教育委員会の所管である。生活課や教育委員会は、イノシシとは直接繋がらないが、住民の立場から見たら、どこに連絡すればいいのか、いちいち子どものことであれば教育委員会に連絡しなくてはならないのか、窓口を一本化してくれないかと言ったら、どこに連絡しても横の連絡をすぐに付けられるよう、即座に対応してくれた。住民が不便だということを伝えれば、市もすぐに対応してくれると思う。

犬飼委員

- 第 26 条第 1 項は、「配置に努め、効率的な行政運営を行うものとする」で切ってしまうと、第 2 項に、第 30 条の「総合的な行政サービスを行うため、組織の横断的な連携を図るよう努める」というのを入れてはどうか。

関谷会長

- 最も分かりやすいご提案だと思う。総合的な行政サービス、組織の横断的な連携というのは、執行機関の組織の運営のあり方として、今後いろいろなレベルで相当問われてくると思う。
- 「この部署では把握していないから、他の部署に行ってくれ」というのは、市民から見たら、部署間で情報が共有されていないと、たらい回しになってしまう原因である。
- もっと言ってしまうえば、市では、各部署から上がってきたものを、トータルに把握して、調整をしていると思う。今ここで問うているのは、そのレベルの調整ではなく、もっと具体的に政策を作るということを視点に置いて、領域横断的なことを、今後、茂原市でやっていくのかどうかである。
- 分かりやすい例で申し上げれば、小学校の学校運営に高齢者が参加していくということがあるとするならば、学校は教育委員会、高齢者の生きがいくつくりは高齢者支援部門ということになってしまう。その間で、政

策を作るという点で連携がなければ、そのような事業は生まれない。

- このように、分野をまたがって政策、事業をつくるという考えが、どんどん生まれている。それが、担当課まで行くと、「自分のところには関係ない」ということになってしまう。
 - これは、茂原市に限らず、一般的な傾向であるが、「今持っている事業は、減らしたくない」、「新しく来る事業は、やりたくない」という考えがある。そのような中で、今申し上げたような、分野がまたがるような事業を、作り出していくということができかどうか問われている。
 - 例えば、学校も総合学習のような形で、予算をつぎ込んで外部の講師を呼んで、授業をやっているが、そのようなところにお金を使うのであれば、市内のいろいろな人たちに教壇に立ってもらった方が、教育として成り立つかもしれない。それは、予算の使い方にも関わる大事なポイントである。
 - 現状に照らして、今後、いろいろな事業を作り出していけるかどうかを念頭に置いて、総合行政や領域横断ということを、考えていただければと思う。
- 三浦委員
- 「横断的な」という文章表現について、皆さんの気持ちは十分に理解しているが、敢えて条例の中にうたわなくても、「組織の整備」という文章の中に横断的なものも含めて解釈し、その旨を逐条解説でうたえばいいのではないかというのが、行政内部での意見である。
- 関谷会長
- とても大切なポイントであり、ぜひ皆さんからご意見をいただきたいが、運用面でやっていけるというのが、市側の考えであり、それももちろんあるが、一方、市民サイドから見ると、運用上ということは、言い換えれば、「人の裁量で動いている」ということである。
 - その担当者が非常に幅の広い視野を持っていれば、連携事業ができる。しかし、いま我々が議論しているのは「ルール」であり、「誰が政策担当者になっても、連携を検討する場が保障される」という意味合いである。実際にやるかどうかは、議論のプロセスに委ねられるが、「連携」とうたったからといって、すべてを連携してやらなくてはならないものではない。ただ、政策的なことを揉む機会が作られるかどうかは、ルールを考える上で非常に重要な視点であるから、そのあたりも含めてご意見をいただきたい。
- 丸嶋委員
- これがルールであるとするならば、先ほどの話だと、どうもルールではないように思える。表題が「行政組織の整備」となっており、提言の理由を見ると、より具体的な話になっている。高いレベルの政策の話とは、結果的には結び付くのかかもしれないが、順序としては、総合計画等の前に来るといような思いもした。
- 関谷会長
- ここでは、執行機関の運用のあり方をうたっている。提言書では「行政組織の整備」となっているが、これを第 26 条に移して、組織運営のあ

り方として、このあたりをどこまで盛り込むかである。これは、総合計画以下、執行機関全体で行われること全体に関わってくるという位置づけである。

高信委員

- 1か所で用が足りずに、あちこちたらい回しされた経験は、私にもある。第28条に職員の役割と責務がうたわれているが、行政の職員にしっかり読んでもらいたい。とてもいいことばかりうたわれている。
- 若い人たちが、自分の感覚で事務的に言うことがあるが、自分でしっかり調べている人もいるなど、職員間での個人差が大きい。職員はしっかり念頭に置いて、市民の立場に立って、聞いてもらえれば、たらいまわしされずに、市民も相談しやすくなると思う。

千葉委員

- 皆さんがおっしゃるたらいまわしの話は、良く分かるが、はっきり言って難しい。市民が（窓口に）来たときに、自分の発想で来るので、的外れな場合が多い。今は、生活課が総合窓口を担当していると思うが、私が勤めていたときは、市民相談室というのがあり、そこがすべて窓口となり、そこに来れば、どこが担当なのかを答えられるように訓練させられていた。
- 例えば、下水の話があると、下水道課に行ってしまうが、下水道が敷設されていない場合があつて、間違つて案内すると、怒られてしまう。先入観で、勝手に解釈してしまう場合が多い。生活課という名称が適切かどうか分からないが、横断的な対応をするのであれば、そのような名前を付けて、そこに行けば全てが分かるという機能を持たせればよい。
- 先ほど三浦委員もおっしゃっていたが、総合計画を作るときは、各課の担当を集めて、横断的な会議をやっている。私もその会議に出たことがあるので、良く分かる。それを実行に移す時に、横断的なことをやっているのかは疑問であるが。
- 縦割り行政というものは、それほど簡単に崩せるものではない。国、県、市という形で来ており、市で隣の課とやっしまえば、国や県に怒られ、補助金をもらえなくなる。その意味では、生活課にそのような機能を持たせれば、解消されるのではないか。計画づくりの際には、（横断的な連携を）やっていると思う。

田中委員

- 行政は、どうしても縦割りになってしまう。皆さんは、縦割りは良くないとおっしゃっているが、それぞれのセクションは、その部分について徹底的に突っ込まれたときに、それに対応していかななくてはならず、その能力が求められる。そのときに、隣の部署とのバランスを取るのは、非常に難しい。
- イノシシの話一つをとっても、それぞれのセクションで、それぞれの法律に則って行われており、一方では自然保護の対象、一方では有害鳥獣ということで駆除の対象となる。それぞれのところで、市民の皆さんの専門的な質問に応えるための訓練をしていくので、ある程度の縦割り

は、どんなことをしても出てきてしまうと思う。

- 総合案内所があっても、いきなり担当のところに行ってしまう、「総合案内に行ってくれ」となってしまうのも、たらいまわしの一つであるという話になってしまう。そのあたりは、ある程度了承しなくてはならない部分もあると思う。
- 今回のこの条文について、行政課題に横断的に対応していくということは、ある程度書き込めるかもしれないが、「総合的な行政」と言われると、それぞれのところでかなり困ってくる場面が出てくるのではないかなと思う。
- 保健委員の方が悩みをおっしゃったのであるから、自分の身に置き換えたときに困ると思う。一つの窓口で分かるようにしていただきたい。
- 保健委員の話だけに限らないが、健康に関して、いろいろな部署でやっている。高齢者支援課からも、健康管理課からも通知が来る。切手代が無駄ではないかと言っている人もいる。
- 県や国の指導から始まることもあるが、どこか一つの窓口でやっていただきたい。健康管理課は、市民部であり、高齢者支援課は、福祉部である。同じ健康のことを取り扱っているのに、部が違ってくる。どちらに行けばいいのかということがある。
- 「総合的な行政サービス」という話のときに、窓口をつくれればいいのではないかという意見があったが、市民側は、「健康のことだったらどこに行けばいいのか」、「イノシシのことだったらどこに行くのか」など、単純に考えてしまうのではないかな。
- 市の担当部署を市民全員が理解することは難しいと思うが、自治会の関係では、生活課に電話すれば、他の部署に取り次いでくれるなど、総合的にやってくれている。
- 総合行政や領域横断は、大事な視点であるが、もし盛り込むのであれば、どのように盛り込むのか。
- 「総合行政」は、全市的に考えて、どう判断していくべきなのか。政策の優先順位に関わる部分もあるし、領域横断など、いろいろな意味で使われている。すでにやっている自治体もあり、今後、もっと領域横断的な部分をつくっていけるかどうか、課題になっている。
- 「領域横断」というのも、縦割り行政の全てがダメだということではない。ある程度の専門性、計画を進めていく上での所管課がなければ、責任を持って進めていくことはできない。体制の問題も含めて、ある程度縦割り化するのは、組織である以上、やむを得ない部分がある。
- ただ、そうではあっても、その中で横断的なものをどうやって作り出していけるのか、そのきっかけをルールに入れ込んでおくということが大事である。そういうものを入れ込んでおかないと、専門性や所管、責任意識というものが、別の方向に転化していつてしまう。隣の課や班で何

高信委員

白土委員

関谷会長

をやっているかを把握していないという実情が、ほとんどの行政の中である。

- 私がこの領域横断が大事だと申し上げるのは、政策論として、従来通りの計画や事業をそのまま続けている「前例踏襲型」で、今後のまちづくりはもつのかということからである。
- お金の問題についても、行政は、行革を進めており、切れるところはどんどん切っている。切ったところは市民サービスがなくなるので、その負の部分は市民に直結している。切るというだけでなく、もっとそこをどう政策的に練っていくのか、これを膨らませていくということ、体制的に整えておかななくてはならない。少なくとも、それを考えていく切り口をつくっておかないと、切った後は、前例踏襲で終わってしまう。それで終わってしまっているところが、圧倒的に多い。茂原市の行政は、それでいいのかという問いかけである。
- もちろん、国や県の事業などは、お金とともに市に下りて来ており、前例踏襲でやっていかななくてはならない部分が、一方ではある。しかしながら、茂原市でもっと工夫すれば、成果や効果を出すことができる政策の練り方は、たくさんあり得る。それが、専門性、所管課という枠組みで分断化されてしまったら、新しい動きはいつまでたっても始まらない。
- たまたま関心のある職員が出てきたときに、プロジェクトが始まり、たまたまうまくいくということがあるかもしれない。それは、ルールの話ではなく、人に委ねられた裁量の世界である。それでいいのかどうかという問いかけの中で、この議論があるということは、押さえておいていただきたい。
- このような文言は一切入れ込むべきではないとしたほうがいいのか、それとも、必要に応じて、横断的に考えていける場を設けるものとするかなど、表現の仕方はいろいろあるが、少しでも今後の新しい動きを作り出していくきっかけとなるような文言を入れ込んだ方がいいのか、このあたりの議論を膨らませていただきたい。これは、この後の全てに関わる大事なことである。議論は次回に委ね、このあたりがどうあるべきかということをご検討いただき、改めてご意見を伺いたい。
- 私は、元の第30条については、「組織の横断的な連携」という部分については不要だと思うが、犬飼委員がおっしゃったように、「総合的な行政サービス」という項目を新たに設けてはどうかと思う。
- 行政は、変化が起こるたび、機構改革を必ずやっている。それは、必ずしも定期的にやっているのではなく、大きなことが起きたときに、機構改革をするし、大きな変更でなくても、課の統合や係の統合などを行い、新しい行政サービスに合ったような形にしている。そのことを担保するために、「総合的な行政サービスを行うための組織整備」という項目を

中山委員

つくれば、それで十分足りると思う。

関谷会長

- 皆さんがおっしゃるように、イノシシや健康の問題など、市がうまく対応してくれなかったということがあるのかもしれないが、総合的な窓口は設けられている。それについては、市のPRが足りないということかもしれない。そのことは反省点として、新たなものに対応していくためには、1項目を設ければ、十分足りるのではないかと思う。
- 議員の立場から、政策論についてはいかがか。これからは、職員が政策を練っていかないといけないと思うが。

中山委員

- 現状では、プロジェクトチームのようなものがあると思うが、市では以前、市全体に係る部分は「企画調整課」という部署が調整を行っていた。その後、調整ではなく新たな政策をつくっていくことが必要だということで、「企画政策課」に名称が変わっている。行政としては、その都度、時代に合わせて、組織を変えていると思う。100%とは言わないまでも、どこの市町村でもやっているはずである。「総合的な行政サービスを行うための組織体制の整備」ということであれば、それは必ず政策論も付いて回ると思う。

関谷会長

- そのような表現の仕方と解釈の仕方も、あり得ると思う。次回、いろいろご意見をいただきながら、そのあたりをどう描けばいいのか、ご議論をいただきたい。
- いま中山委員もおっしゃったように、総合的に行うのは、だいたい企画部門が多い。私もいろいろな自治体を見ているが、企画部門が比較的強いところは、政策論を練ることが、全庁的に広がっていく切り口が作られている。それがどこまでうまくいくかは、場合によると思うが。
- 企画部門が弱いところは、企画で総合的な観点から事業を提案しても、「そんな面倒なことは持ってきてくれるな」と言って、それ以外のセクションがそれを受け付けないという実情がある。そうすると、企画部門ですべて引き受けなくてはならず、実現可能性が低下してしまう。そのような現状を、どう乗り越えるのか。また、違う自治体では、財政部門が強く、予算を切るということが前面に出てきてしまう。
- 置かれた状況によって、あり方が全く異なるが、どんな状況に置かれているにせよ、総合行政、領域横断的なことが、何らかの形で問われていることは、間違いない。それを、茂原市としてはどう条文にうたっていくのかを、いろいろ検討した上で、固めてまいりたい。
- 次回は、そのあたりから、総合計画、評価のあり方まで含めて議論してまいりたい。
- 今日は、前回の確認で新たに議論が膨らんだ部分もあったので、あまり大きく前進できなかったものの、とても大切な議論であったと思う。
- 個別の条文だけでは、なかなか判断しづらいということと、定義問題は最後にまとめて議論するということにもなっているので、要所要所で若

- 干中途半端さが残っているかもしれないが、そのあたりは、もう一度全体を見返した中で、補完・修正してまいりたい。
- 事務局(企画政策課主査)
- 次回は、12月18日(木)13時から、本日と同じ502会議室で開催したい。
 - 資料については、あらかじめ皆様のお手元に届くようにしたい。
 - 年明けは、1月から3月までであり、残り正味4回となっている。前文・総則については、ボリュームがあるため、前もって皆様へ資料をお送りしたところであるが、事前に目を通していただき、議論に臨んでいただければと思う。
- 関谷会長
- 次回は、行政の政策関連のところを議論したい。次回で行政の章は終わらないかもしれないと思うが、残りの日程等もあるので、少しスピードを上げたいという思いもあるので、ご協力をいただければと思う。
- 中山委員
- あと4回ということだが、残っているところが多く、大事な部分も多い。本当に、あと4回で終わるのか。例えば、1月に2回会議を開くなど、日程を変更するのであれば、早めに日程調整をしていただき、皆さんに連絡をしないと、調整が付かなくなるのではないか。そのあたりを、ぜひお願いしたい。
- 事務局(企画政策課主査)
- 関谷会長と相談の上、今後どれくらいの回数を要するかも含めて、皆様にご連絡したい。
- 関谷会長
- 年度内である程度目途を付けたいということであれば、回数を増やして開催するということになるかもしれない。終わりを伸ばすのであれば、別の進め方になると思う。そのあたりを調整した上で、回数を増やすのであれば、なるべく早めに日程調整させていただき、追って連絡差し上げるということにしたい。